



NPO法人
地域生活
サポートセンター

特定非営利活動法人 地域生活サポートセンターじゅふ 通信

じゅふ ぬぶほん

特定非営利活動法人 地域生活サポートセンターじゅふ 通信 「ぬぶほん」 第2号

2004年8月



「買い物は戦いだ!?」 ヘルパー研修 フィールドワークの様子

今号の内容は…

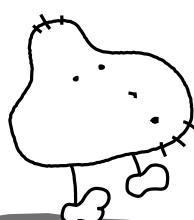
ヘルパー研修やってます!

研修報告

NPO法人ってなんやねん?

新事業紹介

などです。



2004.8 第2号



じゅぶ (私的居宅支援事業)

支援費制度によるホームヘルプには、対象にならない人、対象にならない内容というものがあります。例えば施設で生活されている方が帰省された時、ホームヘルプサービスは利用できません。そこで、誰でも使える私的なサービスを始めました。

新規事業
はじめました!

・利用料(ヘルパー1人につき)
最初の1時間まで 1,000円
それ以降30分毎に +350円

施設で生活されている方が一時的に帰省された時、個人的な外出をされる時、ヘルパーは利用できません！

なんぞ？

施設で24時間365日の介護を補償されているという理由からだそうです。しかし実際には帰省中は介護を保障されておらず、家族では介護できないために帰省もままならない人がおられるようです。また個人的な外出もできず、施設の行事でもない限り外出できないという方も少なくないようです。

ホームヘルプを利用されている方が入院された時、入院先でヘルパーは利用できません！

困るやん！

病院は完全看護という理由からだそうです。しかし実際には病院が全てを看てくれるわけではなく家族などに負担がかかるケースが多いようです。

そこで、誰でも使える私的なサービスを始めました。しかし、公的な補助はありませんので実費を負担して頂かなくてはなりません。いただく利用料はそのままヘルパーに支払う仕組みになっています。（利用料は別記）

2004年2月にサービスを開始して以来、少しずつですが利用があります。収益の無い事業なのですが、この事業をやっていくことには大きく3つの利点が挙げられると思います。

★必要なニーズに応えられる

上記の通り必要にもかかわらず利用できない人のニーズに応えられるというのが最大の利点でしょう。

★ヘルパーの資格がない人も関われる

私的な事業ですので、ヘルパーなどの“資格”は必要ありません。「関わってみたいけど資格はないから…」という方にもお手伝いいただけます。

★必要性を行政に訴えていく材料となる

実際に利用実績をあげることで、制度のすき間にある人たちの存在を、その支援の必要性を訴えていく材料となります。

■これまでの利用例

- ・入院中(普段からヘルパーを利用されている)
- ・施設入所者の帰省時
- ・精神疾患の方
(公的な制度によるホームヘルプがあるが、“利用が認められにくい” “申請から実際の利用までに時間がかかる”など利用しにくいため。)

特区について

滋賀県では「選べる福祉サービス滋賀特区」という構造改革特別区域計画を国に対し申請し実現しようとしています。これにより一部の課題は解決しそうです。

施設利用時の支援費が、通常の一ヶ月単位でなく日割りでも支給され、日によって違うサービスを利用できます。施設入所者が帰省時に、ホームヘルプを受けるなどの活用が期待されています。

しかし心配もあります。まず、施設が積極的にこの制度を活用するかどうかということ、もう1つはホームヘルプの事業所がこれに対応できるかということ。「制度が変わってもホンマにヘルパー来てくれるんかいな、今でもイッパイや言うてはるのに。実際に使えんかったらイミないで。」ある施設入所者さんの意見です。確かに…。

研修報告

身体障害者福祉ホーム「あいえる」の見学

(大阪市住吉区)

夏の暑い盛り、じゅぶの関係者4人で大阪市住吉区にある身体障害者福祉ホーム「あいえる」を見学させていただきました。瀬田より電車に揺られて約2時間、立派でモダンな2階建ての建物が我々の目の前に。完成してからまだ約1年半らしく、見た目にはちょっとした高級マンションみたいな感じです。

早速、中へ通されホームの説明していただいたのが施設長の池田さんと理事長の古田さん。ホームの隅から隅まで親切丁寧に説明していただきました。まず、空室で現在体験室として使用している個室を案内されました。約8畳ほどの部屋とシャワー・トイレと流しがあります。トイレの手すりは入居者の希望の高さに設置できるそうです。電化製品や家財道具はすべて、入居者持ちです。部屋数は全部で10部屋あり、全室おなじ大きさだそうです。部屋にはそれぞれカギがついていて、カギの管理は各自で行っています。

そのあと共用部分として、浴室・食堂を案内していただきました。男性用浴室は約20畳ぐらいでしょうか、浴槽は2つあり、ホイスト(※)がついてあります。入居者はヘルパーとお風呂に入ります。

入居者はコール用のペンダントを所持しています。何かあった場合は介助者を呼ぶシステムがホーム内では確立しています。コールはトイレや脱衣室にもあり、毎日、日中、夜間を含め職員、介助者の常駐体制ができています。

* ホイスト…介護用リフトと言えばわかるでしょうか。寝たきりに近い人をベッドから車いすへ乗り移せたり、ベッドからポータブル便器へ乗り移せたりする介助に使用する福祉用具です。

* 身体障害者福祉ホーム…「身体障害者福祉ホームは、低額な料金で、身体上の障害のため家庭において日常生活を営むのに支障のある身体障害者に対し、その日常生活に適するような居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与する施設とする。」(身体障害者福祉法第30条2)

問題点として、當時の介護、医療を必要とする状態にある者を入居者から除いていること、設置主体は自治体か社会福祉法人でなければならないとしていること、などがあげられる。入所に関しては、利用者と施設との直接契約になります。

食事は月～土の夕食を入居者が交代で決めたメニューに基づき調理員(パート)が作ります。食事希望者は450円(食券制)で食事をとることができます。その他の食事は個々でヘルパーを利用して作ったり、外食するような形になります。福祉ホーム「あいえる」の家賃は4万円で共益費が1万2500円です。

「あいえる」としてはより多くの人が施設や在宅から地域自立に移行していくように福祉ホームを3年以内に退所して単身自立やグループホームに移行していくように支援しています。各入居者の生活づくりに対する支援は生活支援センターや介護事業所等が連携してバックアップしている。福祉ホームでは一人暮らしの要素とグループホームでの共同生活の要素が一緒にになっており、入居者は介護や金銭管理等の支援を受けながら、家賃や生活費を払って生活をしています。1対1でヘルパーに対応してもらう場合もありますが、ヘルパーを共同で利用したりもしているそうです。

約3時間長々とお付き合いいただきました池田さんと古田さんには福祉の諸問題等を含めて熱弁いただきまして、本当にありがとうございました。ぜひ、滋賀県でも地域移行をスムーズにできるシステムを確立していきたいものです。

(阿部)

やつてね

そう思いながらも…

ヘルパー研修やつてます！

2003年4月より「障害者支援費制度」が始まりました。それまでは、大津市などでは「全身性障害者介護人派遣事業」や「知的障害者ガイドヘルパー派遣事業」によって、障害のある本人が選んだ人であれば誰でもがヘルパーになることができました。しかし新しい制度では障害のある方の介護に従事するには2級ヘルパーなどの資格が必要となりました。（資料参照）

そこで、より多くの介助者を確保する目的で、「日常生活支援従業者養成研修」と「知的障害者ガイドヘルパー養成研修」を実施しています。2級ヘルパーなどに比べると従事出来る内容は限られますが、短期間で取得出来ます。（19～20時間）

必要に迫られて実施した研修でしたが、実施してみると大変に有意義であるように感じています。障害のある人とほとんど関わったことのない方や日頃から共に働いている人、学生やすぐに介護に従事している人、様々な立場の受講生や当事者が共に障害のあるとの関わりについて意見交換ができたことが何よりも大きな成果だったように思います。私たちもあらためて様々な意見を聞く良い機会となりました。次ページに受講された方たちの感想や意見を紹介させていただきました。

《資料》支援費制度における資格要件一覧

	身体介護 ・ 家事援助	移動介護			日常生活支援
		視覚障害	全身性障害	知的障害	
介護福祉士・1～3級ヘルパー	○			○	○
視覚障害者移動介護従業者		○			
全身性障害者移動介護従業者			○		
★ 知的障害者移動介護従業者				○	
★ 日常生活支援従業者			○		○

★じゅぷの実施する研修で得る資格では、全身性障害者の日常生活支援と移動介護のみに、または知的障害者の移動介護のみに従事することができます。

※厚生労働省令に基づき、県の指定を受けておこなう事業ですので、資格は全国で通用します。



『講義の様子』
現場をよく知る講師の
熱い講義！



『グループ討議』
当事者を囲んで
語り合おう！



『フィールドワーク』
当事者と共に実際に
街に出てみよう！

※写真は3点とも「日常…」のものです。

★日常生活支援従業者研修(2003.10)

今回の研修で本当にいろんなことを学ばせてもらいました。フィールドワークでは普段何気なく利用している道路・施設が車イスではすごく不便だったという所がたくさんあり、考えさせられました。世の中にはいろんな人がいることを実感し、暖かい方、逆に信じられないことをする方もいてショックを受けたこともあります。これからの視野も広がりとても貴重な経験をすることができました。

今までと違う医療・医学の視点から障害というものを知ることができた。ヘルパーは医療行為はできないが、正確な医学的な知識を持つことは必要だと思うので、分かりやすく話してもらってよかったです。

坂道やエレベーターでの車椅子の移動の仕方が、今までやったことのあるやり方と全然違っていて、間違ったやり方で移動を行っていたことに対して反省しました。利用者のことを考えてなかったと思います。

はじめて介助をしたが正直怖かった。人間の身体の重みや柔らかさといったものが感じられてびっくりした。もっと練習をしたかったが、ついおじ気づいてしまった。

講義だけでなく実践も交え、それを実際に障害を持っていていつも介護を受けている側の方にイロイロ助言や注意を受けることができてかなり有意義な講習を受けられたと思う。また話して下さった方々も、いろんな分野・立場の方だったので、様々な視点からの日常生活支援というものが見えた気がした。これを今後のヘルパー活動に反映させていきたいと思いました。

大げさに言えば、今までの人生観や障害者観をかなりかえることになった中身の濃い3日間でした。自分の今までのヘルパーとしても人間としてもやってきたこと…ほんとうに考えさせられました。分かってるつもりやってるつもり…だったと思います。「やってあげている」という思いがあったと痛感しています。障害を持った本人の声をしっかり聞いて自分や一般的にということではなく利用者にとって「いいヘルパー」になりたいと思いました。

★知的ガイドヘルパー研修(2004.1~2)

人と人との関係について考えさせられました。私もいろんな人と関わってきましたが、悩むことが多いけど、人と付き合う時には必ずといっていいほど、悩むことがあって当然なんだなと思いました。

知的障害者に対してヘルパー2,3級があれば、介護できるというのは考えが甘いなと思いました。知的障害者と接するのは、その人の症状を分かった上で深く関わっていてだんだんと分かっていくものなので、ヘルパー以外にも特別な研修はあったほうがよいと思います。知的障害者は理解までは大変だけど、理解できたらきっとすごく楽しい人たちだと思います。

てんかんなどの専門的な話が聞けて良かった。今、自閉症児と関わりがあり「そうそう、あるある」といった内容があった。ためになりました。

当事者が前に出て歩くのではなく、後ろからついて歩くのではなく、私の横にいて歩いてほしいということを聞いた。知らないうちにそういう心がけを忘れてしまいそうになる。私たち(私と当事者)の関係は対等であり、私が彼らをひっぱるのではなく、彼らのしたいこと全てを聞き入れるためにいるわけでもないだろうと思った。支援者は「友達」であり「黒子役」であり「コーチ」であり「先生」であり「見守る人」であり「橋渡し」だということを覚えておきたい。

相手の事情を知ることは、知的障害者と関わるためにとても重要だと思う。相手を理解できない(当たり前が当たり前でない)ことでこちらにも恐怖心が生まれてしまう。(講義等で)それを知識的に知ることで、かなり緩和させることが可能だと思う。そういう知識を実践で役立てるのには、経験の積み重ねしかないということも感じた。

100人中2-3人の障害者を97-8人でサポートするには、まず残りの97-8人が障害を持って生活している人がいるということ認識する必要があると思うので、知るきっかけというのは大切だと思う。ただその制度が実際に関わっていく人にとって有効なものであることが一番大切だと思うので、講義中にありました実践の積み重ねで創る制度が理想だと思うし、また理想を追い続けることが大切だと思う。

知的障害者の方と接するのは、難しいこともあると思う。その難しいこととは、その人がどういう人かわからないから難しいんだなと思いました。それは健常者の方でも障害者の方でも、その人を分かるまでは多少時間はかかるものです。障害者は理解するまでの時間が少し多くかかるだけなんだなと思いました。

アンケートにご協力いただきましたみなさま、ありがとうございました!

NPO

法人ってなんやねん？

■何ができるの？

NPO法人として認証を受けるには下記の項目に当てはまる活動を主な目的とすることが条件となります。

1. 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
2. 社会教育の推進を図る活動
3. まちづくりの推進を図る活動
4. 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
5. 環境の保全を図る活動
6. 災害救援活動
7. 地域安全活動
8. 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
9. 国際協力の活動
10. 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
11. 子どもの健全育成を図る活動
12. 情報化社会の発展を図る活動
13. 科学技術の振興を図る活動
14. 経済活動の活性化を図る活動
15. 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
16. 消費者の保護を図る活動
17. 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡助言又は援助の活動

■非営利とは？

非営利と聞くと、無償のボランティアと思われるがちですが、この「営利を目的としない団体」とは、利益を上げてはいけないという意味ではなく、「利益があがっても構成員に分配しないで、団体の活動目的を達成するための費用に充てること」を目的とする団体となります。

■企業とは何が違うの？

まず法人を設立する目的が違います。企業は、利益をあげることを追求し、その利益を社員(株主)で分配することですが、NPO法人では、自分たちの目的を達成するために組織・運営されるため、利益が出たとしても企業のように社員で分配できません。とはいっても、企業のような儲けを出してはいけないということではありません。あくまで利益を分配しないということなので、活動スタッフに給与を支払う等は認められます。また、収益活動は主な目的の達成するためのものであれば可能で、それを資金源とすることができます。

もう一つの大きな違いは、資本金がゼロでも設立可能のことです。有限会社が300万円、株式会社1000万円といった最低資本金がNPO法人の設立条件にはありません。

■メリットは？

団体が活動を続けていく中で、事務所を借りる、不動産を所有するなど、契約が必要になることがあります。任意団体ではその代表者などの個人が契約することになりますが、団体が法人格を持っていれば法人として契約できます。

法的なメリットの他に、対外的な知名度や信用が任意団体と比べるとアップすることが挙げられます。活動面では、行政から事業委託を受けたり、企業と契約して、共同プロジェクトを遂行するなど、NPO法人だから実現・参加できることがあります。

資金面では、行政・企業との協働によって活動資金を得られますし、NPO法人になることで助成金も得やすくなります。これは自分たちの活動をアピールし、賛同した団体から活動のための資金を援助してもらえる制度です。

■NPO法人の義務

NPO法人になると、毎年、事業報告書や収支計算書などを所轄庁に提出して情報公開をしなければなりません。また、法人住民税(均等割)が課せられたり、税法上の収益事業を行う場合にはその所得に対して法人税が課せられます。従業員を雇う場合には社会保険などの関連する諸手続きが必要になります。

■じゅぶの場合は?

じゅぶの場合は、「保健、医療又は福祉の増進を図る活動」と「人権の擁護又は平和の推進を図る活動」を行うNPO法人として認証を受けており、以下の事業を行っています。

- (1) 障害のある人の自立・生活のトレーニングに関する事業
- (2) 障害のある人の居宅介護等に関する事業
- (3) 広報・啓発事業(広報、各種講座、研修等の開催)
- (4) その他目的達成のために必要な事業

構成員は以下の通りです。

- ・会員 : 正会員(団体) 5, 正会員(個人) 26名, 贊助会員 5名 (2003年度)
- ・役員 : 運営委員8名, 幹事1名 (無報酬)
- ・事務局 : 常勤ヘルパー3名, 事務員1名 (有給)
- ・その他 : 登録ヘルパー・ボランティアなど 約80名

本の紹介

『こんな夜更けにバナナかよ』

筋ジス・鹿野靖明とボランティアたち

渡辺一史／著(北海道新聞社)

「ある人」と「その周辺の人々」のドキュメンタリー

オモシロイ! 他人の人生をこんなふうに表現して良いのかどうかわからないのですがオモシロかったです。460ページもの厚さですが興味深くすぐに読んでしまいました。

進行性筋ジストロフィーの男性とその介助者たち、いや、介助というきっかけで集まった人たちというべきでしょうか。公的なヘルパー、ボランティア、医師、教師、施設職員、家族…。鹿野靖明さんは自分では体を少ししか動かせない。動かせないからこそ多くの人が集まる。最初は「障害者」と「介助者」という視点で読んでしまうのですが、次第にそうでなくなっていきます。やはり「鹿野靖明さん」と「その周辺の人たち」なのです。

教科書のような本

鹿野靖明さんは進行性筋ジストロフィーのために人工呼吸器を使用しておられ、たんの吸引などの医療行為と呼ばれる行為が必要です。それらの介助は家族やボランティアの介助者が行っており、その方法は彼自信や先輩介助者が先生となり新人介助者たちに教えておられます。

法ではそれらの行為は“医療従事者(と家族)のみ”が行うとされています。しかし、実際には訪問看護師が常時対応してくれるわけでもなく、本人が希望しても地域での生活はままならず、医療機関や施設から出られなかつたり、在宅の場合は家族の負担が大きくなることが多いのです。そこで進行性筋ジストロフィーや筋萎縮性側索硬化症(ALS)など吸引を必要とする人々はヘルパーでも吸引を出来るように法の改正を求めておられます。

この問題以外にも、“障害者”と呼ばれている人たちが地域で生きていくために必要なこと、そして何が“障害”になっているのか、そんなことも学べてしまうステキな本です。

(そめまさ)



介助者急募!

★野洲・男性・泊まり (22:00~翌8:00)

★野洲・女性・入浴介助 (17:00~18:00, 18:00~19:00)

★守山・女性・夜間付き添い (22:00~翌3:00, 3:00~7:00)

ヘルパー資格お持ちの方歓迎!ですが、じゅふでヘルパー研修を受講して

頂くことも可能ですので、資格をお持ちでない方でも大歓迎!です。

上記以外にも随時募集しておりますので興味のある方は連絡下さい!

ファックス番号が変わりました!
登録変更などお願ひします。

旧 077-543-2767



新 077-548-3515

会員募集しています

会員の皆様には年数回の通信を発送させて頂きます。(正会員の方には総会において議決権が与えられます)

- ・正会員(個人) 5,000円/年
- ・正会員(団体) 10,000円/年
- ・賛助会員 1,000円/年
(一口から何口でも可)

郵便振替 00940-3-189990

編集後記

やっとでました2号です、お待たせいたしました。そして近々リニューアルします。「もっとこまめに情報を!」ということで、ページ数を少なく、そしてもっと頻回に出していくたいと思います。どこまでできるかな?

さて新人2人加入です。
「モーニン●娘。」なんかは新人が加入する度に平均年齢が下がっていくようですが、「じゅぶ青年。」たちは平均年齢が少し上がりました。事務所も広くなりましたが男4人となり相変わらず…いや「以前にも増してアツクルシイ事務所」と評判です。そうあっしゃらずに皆様ぜひお立ち寄り下さい。

まき

